

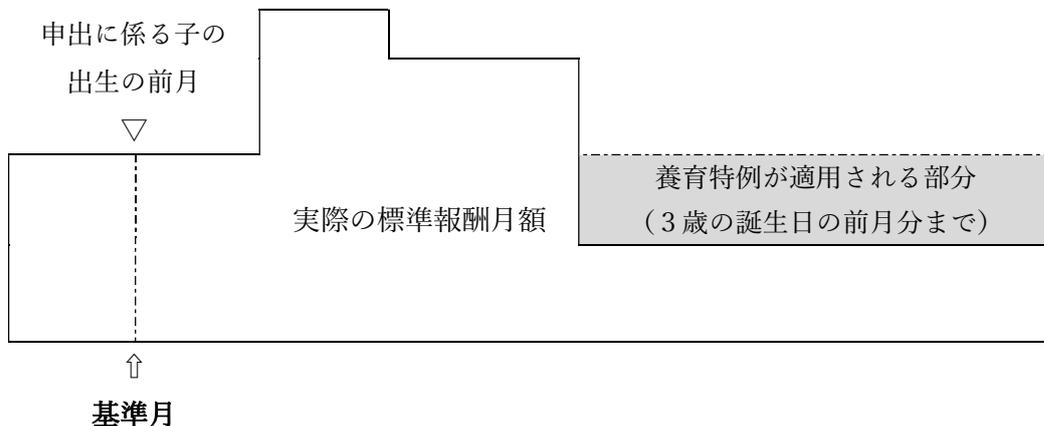
3 歳未満の子を養育している場合の特例（養育特例）について

地方職員共済組合長崎県支部

3 歳未満の子を養育している期間中の標準報酬月額が、養育を始めた日の前月の標準報酬月額（従前標準報酬月額）と比べて下回った期間について、組合員が申出をした場合は、年金額（老齢厚生年金および退職等年金給付）の計算に際して、従前標準報酬月額を当該期間の標準報酬月額とみなします。（法第 79 条、厚年法第 26 条）

ポイント

- ◎子の養育による報酬の低下が年金額に反映することを防ぐための制度であり、徴収する掛金や、短期給付（傷病手当金など）の算定基礎となる標準報酬月額は、実際の（低下した）標準報酬月額が適用されます。
- ◎子と同居する父母双方に適用可能です。
- ◎標準報酬月額が下がった理由は問わず、標準報酬月額の定時決定、随時改定などで標準報酬月額が低下した場合も適用となります。
- ◎年金に関する標準報酬月額には、上限があります（R5.10.1 時点 650,000 円）。



特例の対象期間

特例の対象期間は、3歳に満たない子を養育することとなった日（出生した日等）の属する月から、子が3歳を迎える前月分までです。ただし、産前産後休業・育児休業中（掛金免除の特例期間中）は養育特例を受けることはできません。

◆申出書の『養育することとなった日』とは

- | | |
|------------------|-------------|
| ◎子が出生したことによる場合 | … 出生年月日 |
| ◎子と申出者の養子縁組による場合 | … 養子縁組を行った日 |
| ◎別居していた子と同居による場合 | … 同居を開始した日 |

◆申出書の『養育の特例を開始した日』とは

標準報酬月額が、従前の標準報酬月額を下回った日（適用開始日）を記入

※欄については、下記のとおり記入

- | | |
|----------------------------|-------------|
| ◎子が出生したことによる場合（男性組合員に限る） | … 出生年月日 |
| ◎子と申出者の養子縁組による場合 | … 養子縁組を行った日 |
| ◎別居していた子と同居による場合 | … 同居を開始した日 |
| ◎産休（掛金免除）終了による場合（女性組合員に限る） | … 産休終了日の翌日 |
| ◎育休（掛金免除）終了による場合 | … 育休終了日の翌日 |
| ◎組合員になったことによる場合 | … 組合員となった日 |

手続き

制度の適用には、組合員からの申出が必要です。申出日(所属所が受理した日)の前月までの2年間は、遡ってこの措置が認められます。下記書類を所属機関の長を経由のうえ、共済組合へ提出してください。

【特例を申し出るとき】

- ・ 3歳未満の子を養育する旨の申出書
- ・ 戸籍謄(抄)本（複製不可）※**申出者と子の身分関係**および**子の生年月日**を証明できるもの。
- ・ 世帯全員の住民票（複製不可）※**養育特例を開始した日の申出者と子の同居を確認**できるもの。

【特例が終了したとき】

- ・ 3歳未満の子を養育しない旨の届出書

補足) 基準月に当支部の組合員でない場合

◎基準月に、国家公務員共済組合員、地方公務員共済組合員であった場合

厚生年金保険、退職等年金給付ともに特例が適用されます。

◎基準月に、日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団の被保険者であった場合

厚生年金保険のみ特例が適用されます。

(基準月：養育をすることとなった日の属する月の前月。当該月において厚生年金被保険者でない場合は、当該月前1年以内における厚生年金被保険者であった月のうち直近の月。)